

平成 2 2 年 度  
(第 2 回)

鳥取市国民健康保険運営協議会資料

平成 2 3 年 1 月 2 0 日

# 目 次

## (協議事項)

- ① 鳥取市の国民健康保険をめぐる状況について . . . . . 別添
  
- ② 平成22年度国民健康保険費特別会計（事業勘定）歳入歳出  
決算見込み及び補正予算（案）について . . . . . 1～2
  
- ③ 国民健康保険事業の運営について
  - ・国民健康保険の現状と課題 . . . . . 3
  - ・今後の収支見通しについて . . . . . 4
  - ・医療給付分費分保険料について . . . . . 5～6
  - ・後期高齢者支援金分等保険料について . . . . . 7
  - ・介護納付金分保険料について . . . . . 8～9
  
- ④ 一部負担金減免について

## <資料1>

- 平成23年度国民健康保険費特別会計（事業勘定）  
歳出当初予算（案）について . . . . . 1～6

## <資料2>

- 保険料率について . . . . . 1～3

## <資料3>

- 一部負担金減免について . . . . . 1～7

## (参考資料)

- 平成21年度運営協議会答申(写)

平成22年度国民健康保険費特別会計(事業勘定)  
歳入歳出決算見込及び2月補正予算(案)について

(歳入)

(単位:千円)

区 分 科 目	予算現額 (12月補正 後の額) A	決 算 見 込 額			2月補正 予算額 (B-A)	説 明
		収入済額	今後収入見込額	計 B		
1 国民健康保険料	4,149,323	3,021,668	745,298	3,766,966	△ 382,357	
1 一般被保険者 国民健康保険料	3,928,535	2,735,880	696,637	3,432,517	△ 496,018	
2 退職被保険者等 国民健康保険料	220,788	285,788	48,661	334,449	113,661	
2 一部負担金	2	0	2	2	0	
3 使用料及び手数料	2,500	1,731	769	2,500	0	
4 国庫支出金	5,053,395	2,975,656	2,098,263	5,073,919	20,524	
1 国庫負担金	3,700,019	2,608,068	1,228,243	3,836,311	136,292	療給負担金、高額共同事業負担金、特定健診負担金等
2 国庫補助金	1,353,376	367,588	870,020	1,237,608	△ 115,768	調整交付金、出産一時金等
5 県支出金	858,183	71,087	829,735	900,822	42,639	
1 県負担金	95,502	71,087	42,556	113,643	18,141	高額医療費共同事業負担金、特定健診負担金等
2 県補助金	762,681	0	787,179	787,179	24,498	県調整交付金
6 療養給付費交付金	839,384	537,299	401,637	938,936	99,552	退職被保険者医療費相当分
7 繰越金	2	0	2	2	0	
8 諸収入	154,098	22,280	387,953	410,233	256,135	
1 延滞金・加算金 及び過料	1,550	1,169	381	1,550	0	一般被保険者延滞金
2 雑収入	152,548	21,111	387,572	408,683	256,135	繰上充用想定分 退職被保険者等第三者納付金
9 前期高齢者交付金	2,505,750	1,673,266	836,629	2,509,895	4,145	交付金の確定
10 共同事業交付金	2,306,352	1,691,880	684,438	2,376,318	69,966	高額医療費分 保険財政共同安定化分
11 財産収入	103	0	103	103	0	
1 財産運用収入	103	0	103	103	0	
13 繰入金	1,743,249	41,129	2,221,999	2,263,128	519,879	
1 保険基盤安定 繰入金	781,000	41,129	733,109	774,238	△ 6,762	保険料軽減分、保険者支援分
2 職員給与費等 繰入金	360,049	0	354,380	354,380	△ 5,669	
3 出産育児一時金等 繰入金	57,333	0	50,667	50,667	△ 6,666	
4 財政安定化支援 繰入金	144,867	0	283,741	283,741	138,874	
5 その他 一般会計繰入金	400,000	0	800,000	800,000	400,000	
6 基金繰入金	0	0	102	102	102	
14 市債	100,000	0	100,000	100,000	0	広域化等支援基金貸付金
歳入合計	17,712,341	10,035,996	8,306,828	18,342,824	630,483	

(歳出)

(単位:千円)

科目	区分	予算現額 (12月補正 後の額) A	決算見込額			2月補正 予算額 (B-A)	説 明
			支出済額	今後支出見込額	計 B		
1	総務費	452,764	189,651	213,342	402,993	△ 49,771	
	1 総務管理費	367,956	160,971	159,270	320,241	△ 47,715	
	2 賦課徴収費	83,876	28,587	53,233	81,820	△ 2,056	
	3 運営協議会費	932	93	839	932	0	
2	保険給付費	11,667,358	6,840,300	5,335,474	12,175,794	508,436	
	療養諸費	10,354,499	6,000,048	4,748,545	10,748,593	394,094	
	1 一般被保険者療養給付費	9,725,934	5,628,934	4,349,302	9,978,236	252,302	一般被保険者の医療費の増
	2 退職被保険者等療養給付費	556,798	327,909	352,656	680,565	123,767	退職被保険者の医療費の増
	3 一般被保険者療養費	28,423	18,975	23,621	42,596	14,173	
	4 退職被保険者等療養費	1,867	0	5,494	5,494	3,627	
	5 審査支払手数料	41,477	24,230	17,472	41,702	225	
	高額療養費	1,214,393	786,540	552,465	1,339,025	124,632	
	1 一般被保険者高額療養費	1,150,430	742,855	494,031	1,236,886	86,456	高額療養費の増
	2 退職被保険者等高額療養費	63,943	43,685	58,434	102,119	38,176	高額療養費の増
	3 高額介護合算療養費	20	0	20	20		
	葬祭諸費	8,100	4,980	3,420	8,400	300	葬祭費の支出件数の増
	出産育児諸費	90,346	48,732	31,024	79,756	△ 10,590	出産育児一時金の支出件数の減
	移送費	20	0	20	20	0	
3	後期高齢者支援金	2,022,625	1,233,211	792,990	2,026,201	3,576	支援金の確定
4	前期高齢者納付金	3,682	3,511	-30	3,481	△ 201	納付金の確定
5	老人保健拠出金	12,946	40,676	-27,748	12,928	△ 18	拠出金の確定
6	介護納付金	912,307	491,258	417,979	909,237	△ 3,070	納付金の確定
7	共同事業拠出金	2,322,637	1,330,314	1,106,438	2,436,752	114,115	拠出金の確定
8	保健事業費	109,603	32,285	54,274	86,559	△ 23,044	
	1 保健事業費	56,056	22,417	33,565	55,982	△ 74	
	2 特定健診等事業費	53,547	9,868	20,709	30,577	△ 22,970	受診見込み件数等の減
9	積立金	103	0	103	103	0	
10	諸支出金	28,866	14,515	101,576	116,091	87,225	
	償還金等	20,317	14,515	92,715	107,230	86,913	過年度還付金
	繰出金	8,549	0	8,861	8,861	312	直診勘定
11	前年度繰上充用金	134,998	128,233	0	128,233	△ 6,765	
12	予備費	44,452	0	44,452	44,452	0	
	歳出合計	17,712,341	10,303,954	8,038,850	18,342,824	630,483	
	歳入歳出差引計	0			0		

## 国民健康保険の現状と課題

### (1) 国保の現状と課題

医療保険制度は、高齢化の急速な進行等により年々増加する医療費と、長期低迷する経済情勢の影響や雇用状況の悪化と相俟って、その財政運営は年々厳しさを増し、医療保険制度そのものが大変厳しい状況となっている。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤をなしているが、他の医療保険に属さない者を被保険者としているため、被用者保険と比べ低所得者や高齢者が多く、また無職の世帯が急増しており、その運営は極めて厳しい状況にある。

国においては、後期高齢者医療制度の廃止及び制度改革に向け「高齢者医療制度改革会議」を設置され、新たな制度創設に向けて検討を行い、最終とりまとめを行った。その中で、平成25年度からの第一段階では地域保険は国保に一本化し、75歳以上の高齢者に関する国保運営では、財政運営、標準保険料率の設定は都道府県が行い、資格管理、賦課徴収、給付、保健事業等は市町村が行うこととし、平成30年からの第二段階では、全年齢での都道府県化を目指すことが示されている。

### (2) 本市の現状と課題

本市の国保事業は、国保運営基本方針の3本柱である「保険料収納率の確保・向上対策」、「医療費の適正化対策」、「保健事業の充実」を軸とした事業運営に努めているところであるが、年々医療費が増加している中で、全国的な傾向と同様、75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行したことによる保険料収入への影響や長引く景気の低迷などの要因により、収入の確保が低下している状況にある。

国保事業の運営については、今後とも高齢化の進行などによる医療費の増嵩、所得の伸び悩みや低所得者層、無職世帯の増加などが予想され、保険料収入の確保がさらに厳しくなるものと思われる。

特に平成22年度においては、国保運営準備基金も底をつき、平成21年度会計への繰上充用を余儀なくされる状況となっており、平成23年度は、さらに厳しい財政運営を強いられるものと見込まれる。

## 今後の収支見通しについて

### (概況)

今後の収支見通しにあたっては、医療制度改革に伴う被保険者数、世帯数の変動及び前期高齢者の財政調整の影響、所得などの状況や医療費の伸び率などを勘案して推計した。

国保の財政状況は、急速な高齢化の進行による医療費の増嵩、景気の低迷による保険料収入への影響等により非常に厳しい状況にある。

平成22年度においては、前年度に基金を全額取り崩すなど、更に厳しい国保財政の運営を強いられることが想定されたため、保険料率の引き上げと併せて一般会計からの基準外繰入を実施した。

しかしながら、所得の低下により想定した保険料賦課額を大きく下廻り、10年ぶりの診療報酬増額改定も加わり、医療費の増嵩もとどまらない状況にあり、加えて平成21年度会計への繰上充用も余儀なくされるなど、収支不足は更に広がっており、一般会計から追加の基準外繰入も検討しなくてはならないなど、本市国保の財政運営は危機的な状況を迎えている。

### (収支表)

23年度（見込み）は現行料率で試算

(全被保険者分)

(単位：千円)

科 目	2 1	2 2 (見込)	2 3 (見込)
歳 入	16,692,183	17,051,691	18,089,626
歳 出	17,266,581	18,342,824	19,102,750
単年度収支	△574,398	△1,291,133	△1,013,124
繰越金・基金 法定外繰入・借入	446,166	900,000	1
収支差引計	△128,232	△391,133	△1,013,124

## 医療給付費分保険料について

### (保険料賦課限度額について)

賦課限度額について、国は所得の伸びや医療費の伸び、被用者保険との均衡等を勘案して見直しを行っており、国民健康保険法施行令に定める額による。平成20年度からは、保険料の賦課基準に後期高齢者支援分が新たに設けられたことに伴い、医療給付費の賦課限度額は50万円とされているが、平成23年度から1万円引き上げ、51万円とされる予定である。

賦課限度額の推移 (単位:千円)

年度 区分	8	9~18	19	20	21	22	23
国が示す基準	520	530	560	470	470	500	510

### (保険料率について)

#### (概況)

保険料の賦課割合については、国民健康保険法及び同法施行令により、その基準(応能50:応益50)が示されているところである。

なお、前年度または当該年度における応益割合が45%以上55%未満の市町村に対し、7割、5割、2割の保険料を軽減する措置が講じられていたが、平成22年度からは、この範囲外の場合でも上記の軽減措置を講じることができるよう改正されたところである。

#### ※ 国民健康保険法施行令に定める賦課割合の基準

賦 課 割 合			
所得割	資産割	均等割	平等割
応能割計		応益割計	
40.0%	10.0%	35.0%	15.0%
50.0%		50.0%	

鳥取市における保険料率、賦課割合の推移(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
7	$\frac{7.4}{100}$	$\frac{25}{100}$	21,000	19,600	53.40	6.56	27.14	12.90
					59.96		40.04	
8	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	48.30	5.78	29.70	16.12
					54.08		45.92	
9	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	48.48	5.57	29.59	16.36
					54.05		45.95	
10	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	48.14	6.06	29.40	16.40
					54.20		45.80	
11	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	47.23	6.36	29.71	16.70
					53.59		46.41	
12	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	46.34	6.45	30.08	17.13
					52.79		47.21	
13	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	43.59	8.71	30.20	17.50
					52.30		47.70	
14	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	43.18	8.84	30.36	17.62
					52.02		47.98	
15	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	40.40	8.90	30.04	18.66
					49.30		50.70	
16	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{18.4}{100}$	24,100	25,600	40.87	7.44	32.59	19.10
					48.31		51.69	
17	$\frac{6.9}{100}$	$\frac{20.9}{100}$	25,400	26,300	39.97	8.46	33.17	18.40
					48.43		51.57	
18	$\frac{7.7}{100}$	$\frac{23.0}{100}$	27,100	28,400	39.94	7.77	33.08	19.21
					47.71		52.29	
19	$\frac{8.0}{100}$	$\frac{21.2}{100}$	27,600	28,900	41.35	6.82	32.57	19.26
					48.17		51.83	
20	$\frac{5.3}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	22,100	23,200	39.17	6.47	34.03	20.33
					45.64		54.36	
21	$\frac{5.7}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	20,500	23,200	41.00	6.56	31.71	20.73
					47.56		52.44	
22	$\frac{6.9}{100}$	$\frac{16.8}{100}$	23,500	26,000	42.94	5.98	31.83	19.25
					48.92		51.08	

※平成16年度までは合併前の鳥取市の数値

※平成17年度、18年度は、鳥取地域の数値(市町村合併により各地域の数値は異なる。)



## 後期高齢者支援金分等保険料について

### (保険料賦課限度額について)

後期高齢者支援金分等の賦課限度額については、国民健康保険法施行令で13万円と定められているが、平成23年度から1万円引き上げ、14万円とされる予定である。

### (保険料率について)

後期高齢者支援金等分の保険料率については、医療分と同様に4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による算定方法である。

基本的には、全国一律の一人当りの負担額に基づく後期高齢者支援金によることとなる。

具体的には、社会保険診療報酬支払基金から通知される後期高齢者支援金額により、保険者が算定する。

賦課区分	料 率	
	21年度	22年度
所得割(%)	2.3	2.3
資産割(%)	4.4	4.4
均等割(円)	7,100	7,100
平等割(円)	5,700	5,700

### 鳥取市における保険料率、賦課割合の推移(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
21	$\frac{2.3}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,100	5,700	45.97	4.95	33.53	15.55
					50.92		49.08	
22	$\frac{2.3}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,100	5,700	47.01	5.71	32.28	15.00
					52.72		47.28	

## 介護納付金分保険料について

### (保険料賦課限度額について)

介護納付金賦課限度額については、国民健康保険法施行令で定められているところであり、賦課限度額は10万円とされているが、平成23年度から2万円引き上げ、12万円とされる予定である。

#### 賦課限度額の推移

(単位:千円)

年度 区分	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
国が示す基準	70	70	80	80	80	90	90	90	100	100	120

### (保険料率について)

介護納付金分の保険料率については、医療分と同様に4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)による算定方法である。

基本的には、全国一律の一人当りの負担額に基づく介護納付金によることとなる。  
具体的には、社会保険診療報酬支払基金から通知される介護納付金額により、保険者が算定する。

賦課区分	料 率		
	20年度	21年度	22年度
所得割(%)	2.1	2.1	2.1
資産割(%)	4.4	4.4	4.4
均等割(円)	7,700	7,700	7,700
平等割(円)	5,200	5,200	5,200

(参 考)

本市における保険料率、賦課割合の状況(一般被保険者分)

項目 年度	保 険 料 率				賦 課 割 合			
	応 能 割		応 益 割		所得割	資産割	均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	応 能 割 計		応 益 割 計	
12	$\frac{0.7}{100}$	$\frac{2.0}{100}$	4,300	3,200	48.93	4.97	29.74	16.80
	53.40				46.60			
13	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{3.0}{100}$	4,900	3,600	46.88	6.46	28.51	16.15
	55.34				44.66			
14	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{3.0}{100}$	4,900	3,600	48.82	6.46	28.54	16.19
	55.27				44.73			
15	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{3.0}{100}$	4,900	3,600	44.36	6.67	31.29	17.68
	51.03				48.97			
16	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{4.3}{100}$	6,700	5,000	44.11	5.36	32.01	18.52
	49.47				50.53			
17	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{4.3}{100}$	6,700	5,000	43.08	5.45	31.99	19.48
	48.53				51.47			
18	$\frac{1.5}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	6,700	5,200	43.13	5.35	31.41	20.11
	48.48				51.52			
19	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	49.87	4.41	30.02	15.70
	54.28				45.72			
20	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	47.31	4.47	31.32	16.90
	51.78				48.22			
21	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	47.06	4.68	31.25	17.01
	51.74				48.26			
22	$\frac{2.1}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	7,700	5,200	46.29	5.82	31.21	16.68
	52.11				47.89			

※平成16年度までは合併前の鳥取市の数値